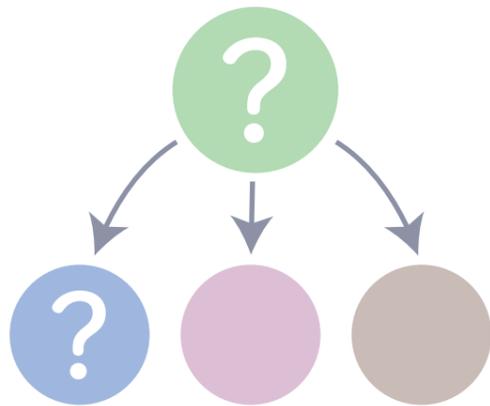


相談の背景 Background



相続には、被相続人の出生から死亡までの戸籍が必要になります。高齢の方はとくに、日本以外の地の戸籍を取得しなければならないことも。また相続人の消息が不明な場合においても、スムーズな相続は叶いません。

相続登記はこれまで「義務」ではありませんでしたが、2023年度にも「3年以内」の相続登記が義務付けられる見通しです。スムーズな相続手続きのためにも、戸籍が取得できないケース・相続人の消息が不明なケースの事例を知っておきましょう。

旧樺太・北方領土・満洲の戸籍が必要になったケース For example

旧樺太

旧樺太の戸籍はそのほとんどが戦乱によって滅失していますが、一部は「外務省アジア大洋州局地域政策参事官室」に保管されており、その写しを請求することができます。保管されていない戸籍については、「保管していない旨の案内」を交付してもらえます。

北方領土

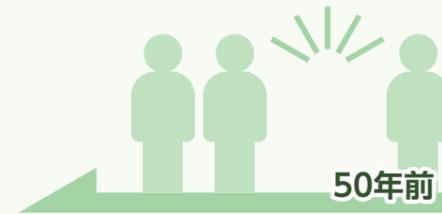
戦前、北方領土で保管されていた戸籍・除籍の一部と、戸籍・除籍の副本の一部等は、「釧路司法法務局根室支局」で保管されています。(歯舞群島を除く) 保管されていない戸籍については、「戸籍がない旨の証明書」が交付されます。

満洲

被相続人の出生地が満洲の場合も、日本人は本土に本籍地を置いたまま活動していたため、「満洲の戸籍」というのは実はないのです。当時は、満洲国の全権大使に出生を届けると、本土のその家の役場に通知がいき、その家の戸籍に入る手続きが取られていました。

相続人が消息不明のケース Flows

? 相続の背景



長らく相続登記していなかった物件を、生活資金捻出のため売却することにした相談者。相続登記をしていなかった理由は、相続人のうちの1人が50年以上前に消息を絶ったことです。50年以上前のこととはいえ、法定相続人が消息不明とあれば分割協議はできません。

! 解決の流れ



今さら警察に届け出ることもはばかれたので、家庭裁判所に相談へ行くと、まずは警察へ行方不明者届(旧:捜索願)を出さなければならないとのことでした。しかし警察には、50年以上前の届出は受理できないと断られてしまいます。そこで弁護士に失踪宣告の申し立てをしてもらい、約5ヶ月後に失踪宣告の官報公告がなされました。

発行された確定証明書を失踪者の最後の居住地の役所に提出し、戸籍を変更したところ、失踪宣告が確定した記載のある戸籍を取得できたため、遺産分割協議が進み、相続登記および不動産売却を進めることができました。

本事例のポイント Point

! POINT 被相続人・相続人の戸籍・消息が不明だと手続きが進まない!

被相続人の戸籍が取得できない場合や滅失している場合、相続人が消息不明の場合にも、何かしらの手続きを経ることにより相続は可能です。しかし、時間と手間がかかることは否めません。いざ相続財産を売りたい・活用したいというときに手続きを始めては、相続人の不利益となってしまう可能性もあります。

ひとこと Message

被相続人の出生から死亡まで抜け漏れなく除戸籍・改製原戸籍の取得は、想像以上に難しい場合もあるので、早めの対応もしくは専門家の助力が必要です。

